（認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出）

第十九条の十三　［略］

２　［略］

３　第一項の規定により届出書を提出する場合においては、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、一通の届出書を提出しなければならない。

４　［略］

（国家公安委員会規則で定める者）

第二十一条　法第二十六条の国家公安委員会規則で定める者は、古物商、古物市場主若しくは古物競りあっせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体からの盗品等に関する情報についての照会に対し回答する業務（以下「回答業務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして第二十三条の承認を受けた法人その他の団体（以下「盗品売買等防止団体」という。）とする。

（盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報）

第三十条　公安委員会が法第二十六条の規定により盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報は、盗品等に関する情報のうち、盗品等に付された番号、記号その他の符号とする。

（国家公安委員会への報告事項等）

第三十一条　法第二十七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上段に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

報告する場合	事項
一　法第三条の規定による許可をした場合	一　法第五条第一項各号に掲げる事項 二　許可の種類（古物商又は古物市場主の別。以下同じ。） 三　許可年月日 四　許可証番号
二　法第五条第四項の規定による許可証の再交付をした場合	一　法第五条第一項各号に掲げる事項 二　許可の種類 三　許可年月日 四　許可証番号 五　許可証の再交付年月日
三　法第六条第一項又は第二項の規定による許可の取消しをした場合	一　法第五条第一項各号に掲げる事項 二　許可の種類 三　許可年月日 四　許可証番号 五　許可の取消しの年月日 六　許可の取消しの事由
四　法第七条第一項又は第二項の規定による届出書の提出を受けた場合	一　法第五条第一項各号に掲げる事項 二　許可の種類 三　許可年月日 四　許可証番号 五　変更年月日（法第七条第一項の規定による届出書の提出を受けた場合にあっては、変更予定年月日） 六　変更事項

（認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出）

第十九条の十三　［同上］

２　［同上］

３　第一項の規定により届出書を提出する場合においては、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、正副二通の届出書を提出しなければならない。

４　［同上］

（国家公安委員会規則で定める者）

第二十一条　法第二十七条の国家公安委員会規則で定める者は、古物商、古物市場主若しくは古物競りあっせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体からの盗品等に関する情報についての照会に対し回答する業務（以下「回答業務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして第二十三条の承認を受けた法人その他の団体（以下「盗品売買等防止団体」という。）とする。

（盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報）

第三十条　公安委員会が法第二十七条の規定により盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報は、盗品等に関する情報のうち、盗品等に付された番号、記号その他の符号とする。

［条を加える。］